

## ドクト(独島／竹島)問題再考

許英蘭 (ホ・ヨンラン、蔚山 (ウルサン) 大学歴史文化学科助教授)

### 1. はじめに

今や韓日両国間においてドクト(独島/竹島)問題はいかなる客観的史料と合理的説得では絶対に退き下がることのできない事案になってしまったのかもしれない。現実の世界においてはその根拠が多くても少なくとも大多数の人々がもっている信念はそれ自体で物理的な力を発揮する。万一問題を冷静に客観化することができぬなら、さらにそこに国家的な利害関係や政治的計算まで入り込むのなら合理的な討論は事実上不可能だろう。既に動かすことのできない結論が下されている事案であるなら、できることは対話と討論ではなく一方的な主張と批判だけだから。

韓国であれ日本であれ政府自ら退き下がるのは難しい状況のようだ。政治的な負担が大きいからだ。だがからこそさまざまな制約の中で学界の、そして市民社会での疎通がより重要だと考える。たとえすぐには解決できない問題だとしても互いに言葉を投げかけそれを聞きそれに答えようとする試みそのものは一方的な主張だけが行き交う状況よりは意味があると考えられるからだ。

韓国の外交部、日本の外務省のホームページにおいてドクト(独島/竹島)問題に対する両国政府の公式の立場を整理した資料は簡単に探せる。また関連内容を扱ったマスコミ報道、論文、書籍等も多くインターネットにおいても膨大な資料を探し出し、見ることができる。したがって本発表においては詳細な論点そのものの真偽や妥当性の是非は扱うことはしない。ここではドクト独島(竹島)問題に対する両国の意見の違い、そうした違いが生じた背景、また問題の解決法などに対する個人の意見を総論的に整理しようと思う。また最近紹介された法令などに関連し若干の意見を敷衍しようと思う。

### 2. 韓日両国のドクト(独島/竹島)問題への理解

#### 1) 歴史的問題なのか国際法の問題なのか

ドクト(独島/竹島)問題の平和的解決のためには何よりこの問題が韓日両国の政府および国民にそれぞれどのように認識されているのかを客観的に理解することから出発するべきだろう。それぞれ正しいと確信していることへの答えを相手に強要するやり方に固執しては対話を進めることは難しいからだ。

韓国側<sup>1</sup>にとってドクト(独島/竹島)問題は歴史的植民主義清算の問題だ。韓国側はそれを韓国が日本の侵略により植民支配を受けた歴史の結果として生じたと認識している。そのため過去清算の問題の延長線上において把握する。この問題の解決は主権の完全な回復ないし民族的アイデンティティーの確立を意味する。ドクト(独島/竹島)は韓国の独立を象徴する実体であるのでいかなる犠牲を払ってでも譲れないというのが韓国側の考えだ。

日本側はドクト(独島/竹島)問題を基本的に国際法的な領土問題として把握している。

<sup>2</sup> 日本側の目には独島(竹島)という岩礁島についてそれぞれの領有権を主張する韓日両国が互いに衝突しているのだ。ところで日本は17世紀に独島(竹島)を実効的に支配してただけでなく1905年には自国領土に編入、告示までしているので現行国際法に立脚して見るとき、日本の領土だ。にもかかわらず韓国が不法占領しているので国際司法裁判所に提訴してでも領有権に対する判定を得なければならないというのが日本側の考えのようだ。

国際法的領土問題の真偽の是非もまた歴史的な諸証拠を基に決定される。このように内容上から見れば歴史的側面と国際法的側面は互いに連関している。だが両者はそれぞれの事案の異なる側面だけを凝視しているため相互の対話が容易でないのが今現在の状況だ。

## 2) ウルルンド(鬱陵島)とドクト(独島/竹島)の関係

以上のような基本的な認識の違いに結びついているのがウルルンド(鬱陵島)とドクト(独島/竹島)の関係をどのように設定するのかという問題だ。

韓国側は韓日両国がどちらも歴史的にウルルンド(鬱陵島)とドクト(独島/竹島)を結び付けて認識し活用してきたためドクト(独島/竹島)の帰属問題はウルルンド(鬱陵島)の帰属問題と直結していると見る。歴史的にはウルルンド(鬱陵島)に住民が住みはじめた時点から肉眼で見えるドクト(独島/竹島)の存在を認知していたし、遅くともアン・ヨンボク(安龍福)事件<sup>3</sup>がおきた17世紀末にはウルルンド(鬱陵島)とともにドクト(独島/竹島)に対する歴史的領有権が確立したものと見るべきだということだ。このこ

<sup>1</sup> 韓日両国政府の意見と両国国民、即ち市民社会の主張が必ずしも一致するとはいえない。だが、圧縮した論議のため一応政府と市民を一括し韓国側、日本側と表現し、別々に区分すべき場合にだけ分けて表現する。

<sup>2</sup> 日本の外務省ホームページに掲載された資料では、独島(竹島)は歴史的、国際法的に日本の領土だという日本政府の立場が表明されている。だが日本がこの問題を国際司法裁判所に提訴し解決しようという主張を重ねて提起していることから見て日本政府はこの問題を基本的に国際法的領土紛争として設定している。

<sup>3</sup> 朝鮮後期の漁民。1793年に日本漁民のウルルンド(鬱陵島)侵入をとめようとして日本に連れて行かれる。江戸幕府からウルルンド(鬱陵島)が朝鮮領土であることを認める書契を得るが帰途対馬島主に奪われたとされている。その後も1696年にウルルンド(鬱陵島)の龍有権をめぐる伯耆国まで行って交渉したとされている人物(訳者注)。

とは韓国側の史料だけでなく日本側の多様な諸史料により証明できるというのが韓国側の主張だ。

日本側はウルルンド(鬱陵島)とドクト(独島/竹島)を分離して認識している。ドクト(独島/竹島)とウルルンド(鬱陵島)とは関係無しに別途設定される領有権確定の対象だという。たとえ17世紀にウルルンド(鬱陵島)に対しては韓国の龍有権が確定していたとしてもドクト(独島/竹島)に対しては近代国際法的に認定可能な韓国の領有権確定はなされていなかったと見ている。かえって日本がドクト(独島/竹島)に対しては韓国より優越した歴史的領有権をもっており、ドクト(独島/竹島)についての編入告示措置によりそれは決定的なものとなったと主張している。

### 3) 現地住民の経験と認識

ウルルンド(鬱陵島)住民はとドクト(独島/竹島)をドッソム(독섬: 岩島)と呼んできており、韓国が日本の植民支配を受けていた時期にも漁民と海女がドクト(独島/竹島)へ出漁していた。1930年代にはドクト(独島/竹島)に対する漁業権をウルルンド(鬱陵島)に居住していた日本人が委託され管理をもした。その理由は距離や海流などの条件上ウルルンド(鬱陵島)においてドクト(独島/竹島)を管理するのがより容易だったためだ。1945年の解放以降もウルルンド(鬱陵島)の漁師たちはドクト(独島/竹島)周辺において漁撈活動をしていて米軍の爆撃で大きな被害を受けもした。このようにウルルンド(鬱陵島)民のドクト(独島/竹島)出漁は日常的に行われていたので解放時にもウルルンド(鬱陵島)住民はドクト(独島/竹島)が韓国漁だと信じて疑わなかった。

ドクト(独島/竹島)から最も近い日本の島嶼は島根県の隠岐島だ。約157キロほど離れており、肉眼ではドクト(独島/竹島)を見ることはできないが、既に1900年代初から隠岐島は境港とともにウルルンド(鬱陵島)とドクト(独島/竹島)への往来が頻繁だった所だ。1905年の春以降は竹島漁業合資会社においてドクト(独島/竹島)のアシカ漁に関する許可を受け独占的な漁撈活動をもしていた。そのように1904年以降アシカ漁が活況を呈し隠岐島の漁民たちがドクト(独島/竹島)だけを目的地として出漁しもした。だが、アシカ漁は1910年代初に既に斜陽化し始めた。ドクト(独島/竹島)独自の漁業資源はそれほど豊かでなかったため、恒常的になされたものではなかった。だが隠岐島や島根県の漁師たちは自分たちが望む場合、自由にウルルンド(鬱陵島)とドクト(独島/竹島)への出漁は可能だった。ところで敗戦以降韓国が一方的にドクト(独島/竹島)沿海への出漁を禁止した。<sup>4</sup> 敗戦以前は隠岐島の人々はドクト(独島/竹島)へその気になりさえすれば出漁できたし、そうした歴史的記憶は今日も住民たちに(より劇的な色

<sup>4</sup> 敗戦直後‘マッカーサーライン’を引き日本の漁師のドクト(独島/竹島)近海への出漁を禁止したのは連合軍司令部だった。韓国政府はサンフランシスコ条約が発効する直前の1952年1月に‘平和ライン(李ライン)’を宣言し‘マッカーサーライン’に代わる措置を取った。

彩を帯びて)伝承されているためドクト(独島/竹島)は当然日本の領土だと信じている。

### 3. サンフランシスコ講和条約—第三国が決定できるのか

1952年4月に発行したサンフランシスコ講和条約にはドクト(独島/竹島)自体に対する言及はない。最近韓日両国間にはドクト(独島/竹島)問題と関連しこの講和条約をどう解釈するのが妥当なのかという論議が止むことがない。1905年以前の史料に比べ、最近公開され始めた米国立公文書館(NARA)の諸関連史料に対する分析と研究が相対的に十分でなかったこともその原因中のひとつだ。

ドクト(独島/竹島)を日本の行政措置が及ぶ地域から除外したSCAPIN no. 677、講和条約の諸草案に見出される混乱も重なり、この問題をめぐり紛々とした意見がある。結局ドクト(独島/竹島)問題が国際法の問題であるため講和条約により最終的に決定されたという日本側の主張もまた論議を熱くしている。ところで韓国側はこの講和条約に署名国として参加できなかった。そうした点からも韓国側には領土の範囲に関する講和条約の規定力そのものに対して疑問を提起する論者もいる。

現在までに確認されたところによれば、終戦直後米国政府内にはドクト(独島/竹島)帰属についてさまざまな異見があり、そのことは講和条約の草案だけでなく国務部、三省調停委員会など米国政府内においてやり取りされた諸書類に見てとることができる。

ところで終戦以降講和条約締結当時に米国政府がいかなる意見をもっていたのかということがドクト(独島/竹島)の帰属問題を解決できるのかという問題を設定してみるることができる。もちろん韓国の独立はカイロ宣言、ポツダム宣言を基になされた。ここでも問題が残る。同宣言において規定されたところ、日本の強欲により獲得した土地にドクト(独島/竹島)が含まれるのか否かという問題だ。これは上で紹介した両国の認識の違いの延長線上にある問題なので詳細な論議は省略する。この問題は国際法的観点からはまったく異なるやり方で扱われるのだろうが、両当事国の市民社会が歴史文化的想像力を発揮してみるのもまんざら無意味ではないだろう。

米国政府内において扱われたこの問題の歴史的事実を明らかにするために、米国の政策や関連史料に対する研究は当然なされねばならない。だがそこに含まれている表現、米国内のさまざまな意見に一喜一憂するやり方はこの問題の平和的解決とは距離がある。

### 4. 国際法は問題解決の手段となりうるのか

‘法は何も知らない’という言葉がある。法は実体的真実の複合性と多様性を単純化し権利と義務関係などで解決する。韓日両国間にも法と関連した諸論点がある。ま

ず韓国併合が適法になされたのかという問題だ。それに対する詳細な論議は省略するが、要約すれば韓国側においては不法な乙巳條約(第二次日韓協約)を基にした併合条約もまた不法(無効)だという主張を開陳している反面、日本側ではたとえ不当ではあるが当時の国際法を基準として見ると、合法的な措置だったというのが一般的な意見のように思われる。

それは植民地期朝鮮人の生を支配した朝鮮総督府の制令などの法律がもつ性格が何であり、それが果たして合法的なのかという問題と結びつく。植民地朝鮮には日本の憲法は適用されはしなかったが、勅令と制令、それにともなう日本の法律の適用というやり方で法による統治がなされた。ついには朝鮮人に対する差別的で強圧的な支配のためにも公式的には法律主義の外形を呈していたのだ。だが朝鮮人はそうした植民支配が正当だとか合法的だとは考えていなかったため三一運動のような大衆運動でそうした意志を表現した。台湾とは異なり植民地朝鮮において自治運動が発達しなかったのもやはり日本の支配自体を根本的に否定する世論が支配的だったために朝鮮人社会の支持を得るのが難しかったことが直接の背景だ。韓国においては日本により移植された近代法そのものを強圧的な統治手段と捉えている。ある措置や行為が法的な手続的形式を備えているかの是非を決定的な根拠として認めていないということだ。

韓国と日本がドクト(独島/竹島)問題を扱うとき、準拠とすべき国際法は何なのか。17世紀末のアン・ヨンボク(安龍福)事件を契機に両国間で合意された領有権問題は近代国際法の基準によるものではない。日本の徳川幕府がウルルンド(鬱陵島)への日本人の出漁を禁止したとき、明らかに当時の方式である版図意識があった。自国の版図に含まれるのか否かを把握する、ある基準や規則があったということだ。周知のように当時の朝鮮政府は朝鮮人のウルルンド(鬱陵島)への居住はもちろん出漁さえも禁止していた。にもかかわらず徳川幕府がウルルンド(鬱陵島)を朝鮮の領土として認めたとき、それは近代法的領有措置とは異なる当時の基準を適用したことを意味している。そうした基準から見ると、ドクト(独島/竹島)は歴史的に日本の領土なのか韓国の領土なのか。

現在国際司法裁判所への提訴の是非をめぐり韓日両国は見解を異にしている。ところが上で見たように両者がお互い異なって理解しているこの問題を第三者である国際司法裁判所に託して決定することが適当、可能なのか疑わしい。裁判所にある問題を

提訴するには問題の性格に対する両者の認識が一致していなければならない。ところでドクト(独島/竹島)問題の場合、韓国は過去清算の問題として、日本は領土紛争の問題として見ているため、提訴そのものへの合意が難しいのが現実だ。万一そうした認識の違いを無視し、ごり押しで問題を解決しようとするならいつそう深刻な紛争と副作用を呼び起こすに違いない。

## 5. 最近紹介された日本側の法律資料

最近韓国ではドクト(独島/竹島)問題と関連して終戦直後日本において公布された法令が関心の的として浮上した。簡単に要約するなら以下の三つの法令がウルルンド(鬱陵島)とともにドクト(独島/竹島)を日本領土から除外しているためだ。

「朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する総理府令」(昭和二十六年六月六日総理府令第二十四号，最終改正：昭和三五年七月八日大蔵省令第四三号)

「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する命令」(昭和二十四年八月一日法務府・外務省・大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸令第一号，最終改正：平成一二年八月二一日外務省・大蔵省令第一号)

上の「法務府・外務省・大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸令第一号」，そしてその母法となる「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」(昭和二十四年八月一日政令第二百九十一号，最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号)は「旧日本占領地域」に本店をおいた会社の財産整理に関する法令だ。「政令第二百九十一号」の第二条第二項と第三項には「本邦」および「旧日本占領地域」を以下のように定義している。

二「本邦」。本州、北海道、四国、九州及び主務省令で定めるその附属の島しよをいう。

三「旧日本占領地域」。満洲、中華民国、台湾、朝鮮、樺太、琉球列島、南洋群島及び主務省令で定めるその他の島しよ並びに明治二十七年以後において日本により占領又は統治されていたその他の一切の地域をいう。

したがって‘ウルルンド(鬱陵島)、ドクト(独島/竹島)、チェジュド(濟州島)’はいずれも‘朝鮮’へと分離されるか、またはそれらのうちウルルンド(鬱陵島)と、チェジュド(濟州島)は朝鮮へ、ドクト(独島/竹島)は1894年(日清/日清戦争)以降日本により占領ないしは統治された一切の地域に該当するものと解釈できる。

一方、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」(昭和二十五年十二月十二日法律第二百五十六号，最終改正：平成一九年五月二五日法律第五八号)の第四条第三項においては以下のように規定している。

第一項の規定により年金を支給すべき者は、(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定の適用を受ける者で、かつ、本邦(本州、四国、九州及び北海道並びに財務省令で定めるその附属の島をいい、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度十四秒以南の南西諸島(大東諸島を含む。))を含む。以下同じ。)内に住所又は居所を有する者に限る。

ところで、この法律の施行のため1951年に制定され1968年6月26日に最終改定された「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第四条第三項の規定に基く附属の島を定める省令」(昭和二十六年二月十三日大蔵省令第四号，最終改正年月日：昭和四三年六月二六日大蔵省令第三七号)においては‘本邦’に含まれる付属島嶼から以下の諸島嶼を除外している。

- 一 千島列島、齒舞列島(水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島及び多楽島を含む)及び色丹島
- 二 鬱陵島、竹の島及び濟州島

したがって現在日本政府の国内法においてはドクト(独島/竹島)を‘本邦’に含めなかったという解釈が可能だ。それらの資料をめぐって再びそれが‘領土紛争’に影響を与えるか否かをめぐっての攻防が繰り返されている。これらの法律は今でも有効なものなのだが、ただの史料と定義して見たとしても敗戦直後日本政府自らがウルルンド(鬱陵島)とドクト(独島/竹島)を自国の領土と断定できず、さらに‘旧占領地域’に属する可能性が大きいと見ていたことは否定し難い。

## 6. 韓日関係の未来とドクト(独島/竹島)

日本政府の公式の主張にもかかわらず、歴史の転換期だった 19 世紀末や 1945 年の敗戦の時点においてドクト(独島/竹島)をウルルンド(鬱陵島)と分離し独自の領有権を確保するという日本政府の認識が確固としたものであったとは考えられない。もちろん 1905 年に日本政府はドクト(独島/竹島)を領有するという明らかな意図をもって編入告示を強行した。だが、韓国が間もなく日本の植民支配下に入ったため、そうした目的を固着化させるための更なる努力が不要な状況となった。それ以降韓国側と日本側のどちらもウルルンド(鬱陵島)を拠点としてなされた地域住民のドクト(独島/竹島)への接触と利用もまた伝来していた方式から大きく外れるものでなかった見られる。

ウルルンド(鬱陵島)とドクト(独島/竹島)という二つの島は 87 キロほど離れている。自然、地理的にはそうである。だが数百年間に人々の認識と経験の中でドクト(独島/竹島)はウルルンド(鬱陵島)に結び付いた情報であり存在であった。終戦直後ドクト(独島/竹島)が自国の領土として残ることを願った日本政府が米国に対しロビー活動を行うため提示した資料においてもドクト(独島/竹島)だけでなくウルルンド(鬱陵島)さえも日本の領土だと主張するほどだった。上で紹介した法令もまたそうした事実を示している。

だからと言ってドクト(独島/竹島)問題に対する韓国側の従来からの主張が全的に正しいとも言えない。現存する多様な諸史料には近代国際法が導入される以前の歴史が持つ曖昧さが含まれている。だがドクト(独島/竹島)問題を植民主義克服の問題だと認識しているため、言葉を変えて言えば、自分たちの道徳的正当性に対する確信とそれを否定する日本側に対する道徳的憤慨の相互作用によりそうした諸記録を客観的なが

らも豊かに解釈する余裕をもてないでいる。一方的で度の過ぎた主張も少なくなく不明な側面も多い。

そうした状況において第三者の力を借り一刀両断するようにけりをつけようとしてもそういうわけにはいかはない。両者間には認識と意見の違いがあり感情の差異もある。何よりも相手の脈絡においてそうした意見を理解すること、そしてそれらについての意見交換が必要だ。愛国主義的な雰囲気を高潮させ、国民を扇動し、教育制度を悪用し、そうした主張を学生たちに刷り込もうとすることは実に危険極まりない。ともに共存と平和の時代を開いていかねばならない韓日両国間の距離をだんだんとより遠ざけるだけだ。

現在残っている史料にはドクト(独島/竹島)をめぐる領有権問題という次元以前に韓日両国間の交流史という観点から見ると、きわめて豊かで興味深い歴史的諸事実があふれている。だが領有権問題に押しつぶされてまっとうな交流の歴史は復元できずにいる。何よりもまず歴史的事実の復元とそれに対する豊かな解釈などを試みることで国家の視点ではなく、地域と住民の視点からウルルンド(鬱陵島)とドクト(独島/竹島)の歴史をもう一度書いてみようというアプローチが必要ではないかと思う。